委員会提出議案第１号

西脇市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 112条及び西脇市議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成31年２月26日

西脇市議会議会運営委員長　村　井　公　平

（理　由）

予算決算常任委員会を廃止し、予算常任委員会を設置するため。

西脇市議会委員会条例の一部を改正する条例

西脇市議会委員会条例（平成17年西脇市条例第 187号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項の表中

「

予算決算常任委員会	14人	予算、決算及びこれらに関する事項

」

を

「

予算常任委員会	15人	予算及びこれに関する事項

」

に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。